

# 平成28年度監査結果について

## I 実地監査

## II 書類監査

(参考)平成29年度監査計画

平成29年6月14日

 日本貸金業協会

監査企画部

# I 実地監査結果について

## 1. 概要

- 平成28年度の実地監査は、131会員（うち、特別監査11会員）に対して実施した（前年度119会員（うち、特別監査9会員））。また、このうち、事業者向けが77会員で構成比が58.8%（前年同31.1%）、消費者向けが54会員で構成比41.2%（前年同68.9%）と事業者向けに重点を置き実施した。
- 監査の結果、指摘があった先は72会員で同割合は55.0%となっており、指摘件数は140件で1会員当たりの指摘件数は1.1件となっている。
- 指摘内容は、契約締結前書面(法第16条の2)及び契約締結時書面(法第17条)関係が、全体の指摘件数の過半数(50.7%)を占めているが、多くは反復利用顧客に対する書面の未交付や法定項目の一部記載漏れであった。

## 2. 実施状況

### (1) 実施会員数及び指摘件数

		平成28年度				平成27年度				
A	実施会員数	131会員（うち特別監査11会員）			B/A	119会員（うち特別監査9会員）			B/A	
B	指摘有の会員数	72会員（うち特別監査6会員）			55.0%	53会員（うち特別監査4会員）			44.5%	
指摘項目		指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	指導事項	指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	指導事項	
一般 監査	貸金業法	116 件	31 件	85 件	292 件	97 件	28 件	69 件	240 件	
	自主規制関連	12 件	4 件	8 件		8 件	4 件	4 件		
	その他法令	4 件	0 件	4 件		6 件	1 件	5 件		
	小計	指摘件数	132 件	35 件	97 件	292 件	111 件	33 件	78 件	240 件
	小計	指摘有の会員数	(66 会員)	(23会員)	(60会員)	(108会員)	(49 会員)	(19会員)	(40会員)	(92会員)
特別 監査	貸金業法	8 件	0 件	8 件	25 件	6 件	2 件	4 件	25 件	
	自主規制関連	0 件	0 件	0 件		0 件	0 件	0 件		
	その他法令	0 件	0 件	0 件		0 件	0 件	0 件		
	小計	指摘件数	8 件	0 件	8 件	25 件	6 件	2 件	4 件	25 件
	小計	指摘有の会員数	(6 会員)	(0会員)	(6会員)	(7会員)	(4 会員)	(1会員)	(4会員)	(9会員)
総計	C 指摘件数	140 件	35 件	105 件	317 件	117 件	35 件	82 件	265 件	
	D 指摘有の会員数	(72 会員)	(23会員)	(66会員)	(115会員)	(53 会員)	(20会員)	(44会員)	(101会員)	
実施した1会員当たりの 指摘件数 (C/A)		1.1	0.3	0.8	2.4	1.0	0.3	0.7	2.2	

- 「改善事項」とは、
  - ①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
  - ②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- 「指導事項」とは、
  - ①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。
  - ②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
- 「その他法令」とは、
 貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

## (2) 指摘内容

法令等	指摘の概要	28年度		27年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の4	従業者名簿の備付け、記載不備	-	1	-	1
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等不備	6	11	-	-
貸金13条	返済能力調査の未実施、 記録不備	4	5	7	8
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	1	1	5	1
貸金14条	貸付条件等の揭示不備	-	5	-	1
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、 記載不備	9	14	6	17
貸金17条	契約締結時書面の未交付、 記載不備	7	41	1	33
貸金18条	受取証書の記載不備	1	5	2	3
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載 ・保存不備	2	7	4	7
貸金21条	催告書の記載不備	-	1	-	1
貸金22条	債権証書の未返還	-	-	2	-
貸金24条の6の2	開始等の届出不備	1	1	-	-
貸金41条の35	個人信用情報の未提供、提供遅れ	-	1	1	-
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る 同意の未取得	-	-	2	1
<b>貸金業法計</b>		<b>31</b>	<b>93</b>	<b>30</b>	<b>73</b>
自主11条	社内態勢の未整備	1	-	2	-
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	1	4	1	3
自主32条	返済能力の確認の未実施	2	3	-	-
自主36条	自己振出手形等の制限	-	1	1	-
自主78条	譲渡の相手方等の選定不備	-	-	-	1
<b>自主規制基本規則計</b>		<b>4</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
犯収4条	本人特定事項や取引の目的等 未確認	-	-	1	-
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	-	4	-	5
<b>その他法令計</b>		<b>0</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>5</b>
<b>総計</b>		<b>35</b>	<b>105</b>	<b>35</b>	<b>82</b>

貸金 : 貸金業法

自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

### (3) 指導事項の内容

指導事項の概要	28年度	27年度
<b>反社会的勢力に対する態勢</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。</li> <li>反社情報データベースが構築されていない。</li> <li>特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。等</li> </ul>	49	55
<b>ホームページの修正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等)</li> <li>指定紛争解決機関の表示がない。</li> <li>審査を行う旨の表示がない。</li> <li>協会番号の表示が協会推奨方式と相違する。</li> <li>借入意欲をそそるなどの不適切な勧誘表現がある。等</li> </ul>	45	30
<b>届出事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査に係る届出書の未提出。</li> <li>登録申請書の内容と業務実態が相違。等</li> </ul>	28	21
<b>研修(周知徹底)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修(周知徹底)を実施していない。</li> <li>実施記録を作成・保存していない。等</li> </ul>	24	25
<b>加入指定信用情報機関の名称の公表</b>	18	25
<b>貸付条件表の掲示内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年利の表示に誤りがある。</li> <li>主な返済の例の記載が具体性に欠けている。等</li> </ul>	17	24
<b>社内規則の策定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>社内規則が改定されていない。等</li> </ul>	15	5
<b>業務検証</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務検証を実施していない。</li> <li>実施内容が形式的なものに留まっている。等</li> </ul>	12	10
<b>貸金業者登録票</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録有効期間の表示に誤りがある。</li> <li>事務所奥の壁面に掲示しており、来店客でも確認しづらい。等</li> </ul>	10	4
<b>個人情報保護宣言の公表</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。等</li> </ul>	10	7
<b>内部監査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査の実施記録を作成・保存していない。等</li> </ul>	7	4
<b>指定紛争解決機関の名称の公表</b>	7	17
<b>取引時確認記録</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の一部記載漏れ。等</li> </ul>	6	-
<b>借入れの意思の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>借入申込書の本人記載欄の一部が記入漏れとなっている。等</li> </ul>	5	2
<b>従業者証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の記載内容に誤りがある。等</li> </ul>	3	1
<b>従業者名簿</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要項目の一部が記載漏れとなっている。等</li> </ul>	5	3
<b>個人情報の安全管理措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問回収時に顧客台帳等を持出しているが、持出しの記録を行っていない。</li> <li>信用情報照会を行う際の操作IDパスワードが権限者により管理されていない。等</li> </ul>	4	8
<b>反社会的勢力の排除条項の追加</b>	3	2
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約締結前・締結時書面の軽微な記載不備。</li> <li>利息の計算で、端数利息の処理が、社内規則の規定と相違している。</li> <li>利息の計算方法が、借用証書の条項に記載された内容と相違している。</li> <li>DMの記載内容に、不備がある。</li> <li>保証契約で、概要説明書と詳細説明書を分けていない。</li> <li>交渉経過記録で、交渉時刻の未記入が一部担当者にある。等</li> </ul>	49	22
<b>総計</b>	317	265

### 3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

#### ① 審査精度の向上

- ・ 過剰貸付けを防止するための方法の1つとして、顧客ごとに「返済能力調査結果記録票」を作成しており、貸付可能額が一目で分かるようになっている。(事業者向貸金業者・従事者1名)
- ・ 事業者貸付けの審査にあたり、法人及び保証人の審査項目、審査基準及び注意点等を明確にした「審査チェック票」を独自に作成して使用。「審査チェック票」には項目ごとの審査結果を記入し、総合的判断を行う等、審査内容を全て記録保存している。  
また、「顧客チェックシート」にて、顧客より取得した書類や、事前・契約時書面等の内容をチェックし、取得漏れや交付漏れ防止にも役立っている。  
(事業者向貸金業者・従事者5名未満)
- ・ 「取引時確認記録」及び「返済の能力調査報告書」を独自に作成し審査精度の向上を図っている。また、各々の帳票には、徴求すべき書類(身分確認、所得証明書、事業計画書等)の取得の有無がチェックできるようになっており、細部に亘り記録・保管するだけでなく、事後点検が容易にできる等工夫されている。  
(事業者向貸金業者・従事者30名未満)

#### ② 管理態勢

- ・ 毎年、関係法令等の改正・変更点を掲載した「融資業務に関する留意点について」を作成し、社内通達として周知徹底を図る等、担当部署はもとより経営陣まで情報の共有化を図っている。  
(消費者向有担保貸金業者・従事者10名未満)
- ・ 内部監査担当者は内部監査での書類を検証するだけでなく、一年を通じ各社員に抜き打ちでモニタリングを行い、事務処理手続きが遵守されているか、事務処理上の問題点は何かを調べ、課題に対しては内部管理者に改善を求める等、PDCAサイクルが常に機能するよう工夫している。  
(事業者向貸金業者・従事者10名未満)
- ・ 業務検証において、勧誘、受付、契約説明及び督促交渉で録音した会話の内容(確認事項の声質、スピード、相手方の理解度など)をきめ細かくチェックする等、モニタリング検証を充実させている。  
このことにより、法令遵守とお客様サービス向上への改善策を検討し、改善ポイントなどを全社員にフィードバックし業務レベルの向上を図っている。  
(事業者向貸金業者・従事者40名未満)
- ・ 毎月1回、各部署の部長が他部署の業務検証を行い、内部管理責任者である総務担当部長は業務運営上生じるリスクの具体的な事柄を明確にした社内検査実施記録表に基づき検査を実施し、各部署の検証結果と併せて経営陣まで報告している。  
(クレジットカード会社・従事者20名未満)
- ・ 委託先に対し、年一回、実地監査を実施するだけでなく、「モニタリング点検チェック表」を使用し、3カ月に一回、初期与信、途上与信についてサンプル検証を行っている。また、委託先への監査及びモニタリング結果は、社長、副社長に都度報告するとともに、偶数月に年6回開催されるリスクコンプライアンス委員会(取締役、監査役及び全部長が出席)へ報告している。  
(クレジットカード会社・従事者20名未満)
- ・ 社長を委員長とし全役席者を委員とするコンプライアンス委員会を毎月開催し、苦情や事務事故等のコンプライアンス上の確認が必要な事項について協議・報告・周知徹底等を行っている。また、社長を委員長とする苦情処理委員会を毎月開催し、当月の苦情・相談の受付状況と通年での集計、苦情の発生種別・原因分析等の報告を受けるとともに、苦情対応業務を検証している。  
(クレジットカード会社・従事者20名未満)

#### ③ 社員教育

- ・ 貸金業務取扱主任者の講習および協会業務研修等を受講した時は、必ず、翌営業日に講習内容等について部内研修を実施し、社員の知識向上と法令遵守の定着化を図っている。  
(手形割引業者・従事者10名未満)

- ・役職員4名体制であるが、定期的に、貸金業務取扱主任者が社内規則の読み合わせを含めた社内研修を行っている。また、研修に際しては、理解度テストを実施することで、個々の理解度を見極め、その結果に応じてフォローアップも行っており、業法に関する知識の向上と適切な業務処理が行えるよう取り組んでいる。(消費者向有担保貸金業者・従事者5名未満)
- ・教育を担当している貸金業務取扱主任者が、協会のホームページに掲載されている各月のJFSAニュースをベースに「貸金業務通信」を毎月作成し、従事者及び関係者へ周知徹底を行う一方、同ホームページから関係法令等の改正情報や新しい判例等、直近の情報を入手し、研修題材として、月1回の頻度で研修会を実施している。(事業者向貸金業者・従事者5名未満)
- ・毎月、担当者を代えて内部監査を実施し、指摘した事柄に基づき、発生原因、再発防止策、修正の有無を記録している。(クレジットカード会社・従事者70名未満)

#### ④ 業務検証

- ・全社員が毎月、「個人情報保護規定の遵守状況検査」の自己点検を行っているが、チェック内容が異なる6種類のチェックリストを月毎に順位だてて使用し、形骸化の防止を図っている。(信販会社・従事者120名未満)
- ・内部管理担当として総合リスク管理部が、年2回、契約案件全件について貸金業法の見直しで業務検証し、記録保存している。(事業者向貸金業者・従事者20名未満)

#### ⑤ 業務効率

- ・契約内容と実務の整合性を確保するため、協会の帳票をたたき台にし、自社の業務方法を踏まえた契約書をパソコンで自作している。また、過去のデータも保存しており、交付当時の書面を再出力できる態勢である。(事業者向貸金業者・従事者5名未満)
- ・契約案件ごとに貸付審査書類ファイルと契約書類ファイルの2冊を作成し、各書類ごとにインデックスを付けチェックできるようにしていることで、保存中の書類の明細や返還した書類の明細を把握できるようにしている。(事業者向貸金業者・従事者5名未満)

#### ⑥ 業務管理

- ・事務処理手続きを正確に行うため、「受付・交付書類一覧表」を独自に作成し、受入・交付書類の受領(交付)日や受領(交付)者を記録するだけでなく、担当者と検証者によるダブルチェックを実施している。(消費者向有担保貸金業者・従事者10名未満)
- ・申込・審査から、決裁・書面交付・貸付実行、借換契約等の場合の債権証書返還までを一覧表にして進捗をチェックすることで、処理漏れ及び処理の遅延がないようにしている。また、交渉記録に申込時から相談・問合せ、債権証書の返還まで全ての内容を記録し、定期的に見直すことで、業務処理における問題点を洗い直し、お客様へのサービス向上を図っている。(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)
- ・貸付金の期日前弁済を受けた場合、貸付けの種類によっては、事務手数料等のみなし利息を受領あるいは利息の先取りを行っていることから、利息制限法の規制額を超過する利息等を受領してしまう恐れがある。そこで、お客様から期日前弁済の申し出を受けた場合は、まず営業部門が実質利率算出ツール(貸金業法で定める方法で実質利率を算出できる計算プログラム)を用いて実質利率計算を行い、その結果を内部管理部門が検証し、計算の正確性を確認した後に、弁済を受ける事務処理のフローを徹底している等、金利規制等への対応態勢を整備している。(事業者向貸金業者・従事者50名未満)
- ・監督当局等への届出事項について、内部管理部門が届出日順の届出事項一覧表を作成し、届出漏れ等が生じないよう事務の管理を徹底している。(事業者向貸金業者・従事者50名未満)
- ・顧客情報関連の書類等の取得・保管・持ち出し・廃棄・検証等までの管理状況が一目で分かる「書類管理簿」(申込用と契約用に分かれており、あらかじめ帳票名等が印刷されている)が各契約ごとにファイルされており、進捗等が管理しやすい状況である。(消費者向住宅向貸金業者・従事者50名未満)

- ・事後の紛争等防止のため、契約説明においてその内容等を「借入・保証・担保提供意思確認記録表」に詳細に記録している。  
主な記録事項は「本人確認の資料」「意思確認の方法」「特記事項（服装等の特徴、会話の内容）」「お客様への交付物」．．等。  
(信販会社・従事者1000名以上)

## ⑦ 反社会的勢力への取組み

- ・貸付に係る契約を締結しようとする企業とその関係者についても反社のチェック対象としているだけでなく、取引先に合併、買収、重要な事業の譲渡など経営体制に重大な影響を及ぼす事態が発生もしくは発生する可能性がある場合も、速やかに反社チェックを行っている。  
(事業者向貸金業者・従事者80名未満)
- ・反社会的勢力による被害防止のため行っているチェックにおいて、疑義が生じた際は、経営陣が出席する会議（経営委員会）において同疑義が報告されて、問題点の共有と検討が経営陣を含めて行われている。  
(事業者向貸金業者・従事者50名未満)

## ⑧ 個人情報管理

- ・従業員が一時離席または退勤する際は、離席者（退勤者）が自身の机上のパソコンに、個人情報・機密情報保護のための留意点や誓約事項などが記載されたA4版の紙（離席時用と退社時用の2種類）を立て掛けておく運用になっている。  
これにより、同僚は、離席か退勤したかを一目で把握できるとともに、個人情報・機密情報保護のための留意点や誓約事項を常に再確認することができる。  
(信販会社・従事者200名未満)

## ⑨ お客様サービス

- ・契約締結前での契約説明のほか、契約締結時書面を交付した後に、「契約内容確認事項」の書面を送付し、電話でその内容を説明している。  
(消費者向住宅向貸金業者・従事者10名未満)

## ⑩ リスク管理

- ・コンピュータシステムにより貸金業務の処理及び管理を行っているためシステム障害の未然防止と発生時の迅速な復旧対応の態勢を整備しているが、障害が発生した場合において、お客様への対応が中断することがないように、全てのお客様の貸付及び返済についてペーパー保存し、いつでも手作業による業務継続対応が可能な態勢を整えている。  
(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)
- ・サイバー攻撃が高度化し経営にとって大きなリスクとなってきた状況に加え、個人情報保護法改正及びマイナンバー法施行といった状況の変化を踏まえ、顧客情報や業務処理システムを格納している業務用端末を外部ネットワークから分離させることでリスクの軽減を図っている。  
(事業者向貸金業者・従事者5名未満)
- ・信用情報の目的外使用の防止と検知のため、J I C C端末から照会履歴確認回答（指定日の照会履歴一覧表）を毎日打ち出し、前日の照会実績を確認している。  
また、個人信用情報の提供が確実に行われたことを確認するため、J I C C端末からエラーリストを毎日打ち出し、エラー報告の有無をチェックし、上記措置の実施記録を作成し、保存している。  
(事業者向貸金業者・従事者5名未満)
- ・当社に甚大かつ深刻な影響を与える緊急事態等の事象に対応するため、行動基準、対策組織、連絡ルート、業務継続計画などを「緊急時対策規程」で定めており、特に、甚大な被害発生が想定される「巨大地震」については、詳細かつ実践的なマニュアルが作成されているなど、リスク管理態勢が整備されている。  
(クレジットカード会社・従事者40名未満)

## ⑪ その他

- ・契約の締結に係る事項等で、不明点や心配なことがある場合は、必ず、協会支部へ問い合わせることをルール化して徹底しており、貸金業務の適正な運営が図れるよう努めている。  
(事業者向貸金業者・従事者5名未満)

以上

## II 書類監査結果について

### 1. 概要

- 平成28年度から書類監査は、協会の法令遵守意識の高まりなどから内部管理態勢の整備状況が進んだことを受け、原則3年に1回の頻度で実施することとした。  
28年度の書類監査は、平成28年12月末日時点の協会員で平成29年4月1日から平成30年3月31日に登録満了日を迎える364会員と平成28年1月以降新たに加入した43会員の計407会員を対象とした。
- 監査結果については、指摘事項のあった協会員は68会員で構成比は17.4%(前年度11.4%)となったが、今回の監査において、書類監査を3年に1回の実施としたことを受け、監査項目を増やしたことや重要な項目について詳細な確認項目を取り入れたこと等によるものである。なお、1会員当たりの指摘件数は平均2.2件(前年度2.3件)となり、特に既存の協会員は平均1.7件(前年度2.2件)とより改善している。
- 主な指摘事項は、取引時確認の記録や交渉の経過の記録及び周知徹底の実施状況の記録項目不足等であった。

#### (1) 監査報告書提出状況

平成28年度(5月31日現在)

提出状況	会員数
監査対象数	407会員
(廃業等)	▲17会員
評価対象数	390会員

\* 監査通知発送日 平成29年1月16日(監査対象期間 平成28年4月1日～平成29年2月16日)

\* 廃業等の内訳は、廃業16会員、退会1会員。

#### (2) 監査結果

評価	平成28年度				平成27年度			
	会員数	(構成比)	指摘件数	平均指摘数	会員数	(構成比)	指摘件数	平均指摘数
指摘事項のあった協会員	68会員	17.4%	147件	2.2件	132会員	11.4%	304件	2.3件
(内訳)								
新規加入協会員	12会員	-	54件	4.5件	21会員	-	60件	2.9件
既存の協会員	56会員	-	93件	1.7件	111会員	-	244件	2.2件
指摘事項はない協会員	322会員	82.6%	-	-	1,025会員	88.6%	-	-
合計	390会員	100.0%	147件	-	1,157会員	100.0%	304件	-

平成28年度 評価	会員数	(構成比)	指摘件数
指摘事項のあった協会員	68会員	17.4%	147件
うち法令等に抵触するおそれの指摘がある協会員	(21会員)	(5.4%)	(37件)
指摘事項はない協会員	322会員	82.6%	-
合計	390会員	100.0%	147件

\* 法令等に抵触するおそれがある事項とは、

貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

#### (参考) 書類監査における評価の状況(過去3カ年)

評価	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)
指摘事項のあった協会員	190	16.1	132	11.4	68	17.4
うち法令等に抵触するおそれの指摘がある協会員	(67)	(5.7)	(34)	(2.9)	(21)	(5.4)
指摘事項はない協会員	987	83.9	1,025	88.6	322	82.6
計	1,177	100.0	1,157	100.0	390	100.0

(3) 指摘内容(法令等に抵触するおそれがある事項)

	法令等	指摘の概要	28年度	27年度
			指摘件数	指摘件数
貸金業法	貸金8条	登録事項変更等の届出態勢未整備	5	4
	貸金12条の3	貸金業務取扱主任者の指導態勢不備	-	1
	貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限についての実態確認不備	-	3
	貸金12条の9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	2	2
	貸金13条	資料の未取得等返済能力調査の不備	2	6
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	2	2
	貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	1	3
	貸金18条	領収書の未交付、記載事項の不備	-	1
	貸金19条	帳簿の備付けの不備、交渉経過の記録不備	1	3
	貸金41条の35	個人信用情報の未提供	3	2
	貸金41条の37	指定信用情報機関の名称未公表	2	2
	施行10条の6	周知徹底(研修等)の未実施	-	3
	施行10条の7	貸金業務取扱主任者の要件不足	-	2
	施行10条の18	返済能力調査の記録不備	1	7
	施行12条の2	契約締結前書面記載事項の不備	1	1
	施行13条	契約締結時書面記載事項の不備	1	4
	施行15条	受取証書の記載事項等の不備	-	2
	施行17条	帳簿備付け期間の不足	-	1
	施行26条の25	不祥事件の届出の未提出	-	3
	貸金業法計			21
自主規制基本規則	定款施行6条	報告書等の未提出	-	1
	自主22条	借入意思確認の記録不備	2	10
	自主24条	保証人の調査未実施、書面の未交付	-	2
	自主32条	事業実態確認書類の未徴求	1	1
	自主34条	保証人の返済能力調査の不備	2	-
	自主66条	勧誘の未承諾及び記録不備	1	1
	自主69条	送付した書面の内容未記入	-	1
	自主規制基本規則計			6
その他法令	犯収法	取引時確認の記録の保存不備	10	14
	紛争解決	指定紛争解決機関の名称未公表、交付書面への未記載	-	8
	その他法令計			10
総計			37	90

貸金 : 貸金業法  
 施行 : 貸金業法施行規則  
 定款 : 日本貸金業協会定款  
 自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則  
 犯収法 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律  
 紛争解決 : 紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

(4) 指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	28年度	27年度
	指摘件数	指摘件数
<b>周知徹底(研修等)について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知徹底の実施状況の記録項目不足</li> <li>・周知徹底の実施状況未記録</li> </ul>	19	13
<b>立入検査に係る届出について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「立入検査に係る届出書」の未提出</li> </ul>	17	53
<b>帳簿の備付けについて</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉の経過の記録項目不足</li> </ul>	11	5
<b>反社会的勢力による被害の防止について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反社情報等による審査態勢の不備</li> <li>・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 等</li> </ul>	9	38
<b>過剰貸付けの防止について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備</li> <li>・審査基準や審査内容の見直し未実施</li> </ul>	9	19
<b>個人顧客情報の安全管理措置等について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理措置に係る業務の検証の未実施</li> <li>・信用情報に係る検証態勢の未整備 等</li> </ul>	6	30
<b>書面の交付義務について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面交付に係る業務の検証の未実施</li> <li>・債権証書が返還できない場合の措置の未記録 等</li> </ul>	6	7
<b>契約に関する説明について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時の説明に関する業務の検証態勢の未整備 等</li> </ul>	4	13
<b>相談、苦情及び紛争等の対応態勢について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情及び紛争等の記録、保存の不備 等</li> </ul>	3	3
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内規則等の見直しの未実施</li> <li>・個人情報保護宣言の公表不十分 等</li> </ul>	26	33
<b>総 計</b>	<b>110</b>	<b>214</b>

## 2. 監査結果の詳細分析

### (1) 指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

#### ① 資本金別会員数

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	29	26	3	0	0	0
1億～10億円未満	47	39	3	2	1	2
1億円未満	228	189	24	8	2	5
0(個人)	86	68	12	3	3	0
合計	390	322	42	13	6	7

#### ② 取り扱い貸付別会員数

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1. 個人向け貸金業者	296	250	32	7	5	2
2. 法人向け貸金業者	94	72	10	6	1	5
合計	390	322	42	13	6	7

※ 書類監査報告書の回答状況(個人向け貸付けの取扱いの有無)により分類した。

#### ③ 協会加入年数別会員数

加入年数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
加入2年以上(書類監査3回目以上)	339	286	37	8	3	5
加入1年以上(書類監査2回目)	12	9	1	1	1	0
加入1年未満(書類監査1回目)	39	27	4	4	2	2
合計	390	322	42	13	6	7

#### ④ 登録先別会員数

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	106	99	4	2	0	1
都道府県	284	223	38	11	6	6
合計	390	322	42	13	6	7

### (2) 記録(記載)事項チェックシートの点検結果について

取引時確認の記録項目や契約締結時書面(極度方式含む)の記載項目について、法定要件を満たしているかどうかをチェックリストを用いて実態確認を実施した。

評価	取引時確認記録		契約締結時書面	
	会員数	構成比	会員数	構成比
指摘事項はない	368	94.4%	365	93.6%
指摘事項がある	22	5.6%	25	6.4%
合計	390	100.0%	390	100.0%

#### (主な指摘内容)

- ・ 契約締結時書面の、1号タ(将来支払う返済金額の合計額)の未記載 13 会員
- ・ 取引時確認記録の、9号(取引時確認を行った取引の種類)の未記録 10 会員
- ・ 取引時確認記録の、8号(取引を行う目的、職業、事業の内容、実質的支配者の有無とその者の本人特定事項の確認を行った日付)の未記録 8 会員

以上

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、平成29年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

＜監査方針＞

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、法令等違反が発生した場合には再発防止に向けた指導を強化する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1)経営管理機能の発揮状況と法令等違反の再発防止策の検証(システム関連を含む)
- (2)貸金業務取扱主任者の機能発揮状況
- (3)顧客等に関する情報管理態勢の適切性
- (4)反社会的勢力による被害の防止(疑わしい取引の届出を含む)

2. 監査対象協会員等

- (1)実地監査 一般監査、特別監査を合わせて130協会員程度を対象に実施する。
- (2)書類監査 平成28年度と同様に、原則として3年に1回の頻度で実施する(対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する)。

なお、平成29年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに到来する協会員および平成29年1月以降の新規加入協会員を対象とし、平成29年度下期に行う。

以上

◎平成29年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢
3. 反社会的勢力による被害の防止(疑わしい取引の届出を含む)
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
7. 貸金業務取扱主任者
8. 禁止行為
9. 利息・保証料等に係る制限等
10. 契約に係る説明態勢
11. 過剰貸付けの防止(取引時確認を含む)
12. 広告に関する規制
13. 書面の交付義務
14. 取立行為規制
15. 帳簿の備付け等
16. 債権譲渡等
17. 営業店登録
18. 過払金支払
19. システムリスク管理態勢
20. 非営利特例対象法人

※下線 … 本年度の監査の重点事項

◎「監査に関する業務規則」  
(監査計画)

第3条 本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

◎「監査ガイドライン」の掲載場所：本協会ホームページに掲載しています。  
「ホームページ」(TOP)→「協会について」→「業務内容」→「監査ガイドライン」  
(<http://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>)

問合せは下記にお願いします。

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査企画部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028